

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令要綱

- 1 電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八千四百五十円から八千七百五十円に引き上げる。(第四条関係)
- 2 この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則関係)